

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

準備書面（9）

—訂正と補充—

2025年4月24日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



本書面において原告は、原告準備書面（7）の記載の訂正を行い、その上で、専断的に日本国籍を奪われない権利（日本国籍を保持する権利）が憲法上の保障を受ける基本的人権であるという主張を、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）及び子どもの権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の条文を紹介して補充する。

第1 原告準備書面（7）の記載の訂正

原告準備書面（7）11頁第2段落末尾の一文に不正確な記載があったので、下記のとおり訂正する（下線部が訂正箇所）。

記

（訂正前）「また、日本が批准している主要な国際人権条約はどれも「国籍への権利」及び「恣意的な国籍剥奪の禁止」に関する規定を設けている（自由権規約第24条3項、子どもの権利条約第7条1項、女性差別撤廃条約第9条1、2項、人種差別撤廃条約第5条、障害者権利条約第18条、移住労働者の権利条約第29条。甲139・52頁）。」

（訂正後）「また、日本が批准している主要な国際人権条約はどれも「国籍への権利」及び「恣意的な国籍剥奪の禁止」に関する規定を設けている（自由権規約第24条3項、子どもの権利条約第7条1項及び第8条1項、女性差別撤廃条約第9条1、2項、人種差別撤廃条約第5条、障害者権利条約第18条。なお日本が未批准だが同様の規定を設けている人権条約として移住労働者の権利条約第29条がある。甲139・52頁）。」

第2 障害者権利条約と専断的に国籍を奪われない権利

1 人権条約上の権利

人権条約上の権利は、「平等かつ奪い得ない権利」すなわち“基本的人権であると考えられるもの”である。人権条約上の権利は、いずれも金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものである（甲156・252頁）。日本政府は、複数の人権条約を批准しており、それらの人権条約がすべての人類に保障する権利について、基本的人権であると認識して、条約批准に至っている。

日本政府は人権条約を批准するにあたり、その条約がすべての人類に保障する権利は基本的人権であると認識してその批准に至ったのであるから、憲法が保障する基本的人権に当然に含まれる。

2 障害者権利条約と専断的に国籍を奪われない権利

障害者権利条約は、人権条約のうち、日本政府が2014年1月20日に批准し、同年2月19日に日本における効力が発生したものである。

障害者権利条約の第18条第1項(a)は、次のとおり定めている。

- 1 締約国は、障害者について次のことを確保すること等により、障害者が、他の者との平等の基礎の上に、移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 障害者が、国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を専断的に又は障害に基づいて奪われないこと。

この条項は、障害者が障害ゆえに不利に扱われることのないよう、ベースラインとしての「専断的な国籍剥奪の禁止」（世界人権宣言第15条第2項）に加えて「障害に基づく国籍剥奪の禁止」を障害者に保障したものである。したがって、障害者

そして、障害者についてのみ専断的に日本国籍を奪われない権利が保障されるとすることに合理的理由はないから、健常者も専断的に日本国籍を奪われない権利を等しく保障される。

すなわち、専断的に日本国籍を奪われない権利（日本国籍を保持する権利）は、障害の有無に関わりなくすべての日本国民に対して「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ」て保障される「基本的人権」である（憲法11条）。

~~原判決はこれと異なる判断をしており、憲法に違反する。~~ → 削除

第3 子どもの権利条約と国籍を保持する権利

1 人権条約上の権利

人権条約がすべての人類に保障する権利は、日本国憲法が保障する基本的人権に当然に含まれるものであり、日本政府もそのことを認識していることは、本書面の第2・1で述べたとおりである。

2 子どもの権利条約と国籍を保持する権利

子どもの権利条約は、人権条約のうち、日本政府が1994年4月22日に批准し、同年5月22日に日本における効力が発生したものである。

子どもの権利条約が保障する権利も、金森国務大臣がいうところの「総ての基本的人権」に含まれるものとして「政治の実際に於て将来実証出来」たものであり（甲157・252頁）、憲法によって保障される基本的人権である。

同条約第8条第1項は、次のとおり定めている。

- 1 締約国は、子どもが法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について、不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

- 1 締約国は、子どもが法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について、不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

したがって、日本国籍の子どもには、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利（専断的に日本国籍を奪われない権利と同義である。）が、憲法上の基本的人権として保障される。

そして、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利が子どもにのみ保障されて大人には保障されないとすることに合理的理由はないから、大人も同権利を等しく保障される。（なお、子どもの権利条約第8条第1項が国籍を保持する権利の「尊重」を子どもについてのみ求める文言となっているのは、同条約の基本原則が「子どもの最善の利益」だからであり（第3条第1項、子どもの権利委員会による一般的意見14号パラグラフ1）、子どもについて大人とは異なる「尊重」を求めることには合理的理由がある。）

したがって、不法に干渉されることなく日本国籍を保持する権利（専断的に日本国籍を奪われない権利）は、年齢にかかわらずすべての日本国民に対して「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ」て保障される「基本的人権」である（憲法11条）。

以上